

総務産業常任委員会審査報告書

令和4年12月15日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第69号	飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	可 決
議案第70号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第71号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第72号	飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第73号	飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例	可 決
議案第75号	飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例	可 決
請願第7号	免税軽油制度の継続を求める請願	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第69号 飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

質疑①：管理監督職勤務上限年齢制に関する規定について、公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けるとあるが、具体的にどのような場合に該当するか。

回答①：第9条第1項第1号から第3号にあるとおり、職務の特殊性や勤務条件の

特性、異動交替によって障害があるような場合等にできることとしている。

質疑②：特に医師については 60 歳を超えても管理職に任用するような運用ができないかと考えるがどうか。

回答②：現状では、行政職は 60 歳を超えての管理職の任用は考えていない。また、医師は役職定年から除外されており定年まで管理職として任用ができる。このため、第 9 条の例はあまり想定していない。

質疑③：当町も定数管理を行っていると思うが、定年延長が施行されることで新規採用を控えるということはあるか。現状でも、45 歳以下の職員が空洞化していると聞くが、そうならないような対策は考えているか。

回答③：質問の内容は一つの課題として考えており、採用を控えてしまうと年代のバランスが崩れてしまうことも認識している。

合併に伴い、職員が多かった時期は採用を控えていたこともあり、40 歳前後では一人も職員がいない年もある。そのような状況にならないよう、職員の派遣、長期研修なども取り入れながら適切な職員採用をしたいと考えている。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 70 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：最終的に 65 歳まで定年が延長されるし、再任用の場合も同じだと考える。また、給料も約 70%ということで条件は同じように見えるが、両者の違いは何か。

回答①：60 歳を迎えた時の選択肢は 3 つとなる。1 つは退職するという選択がある。2 つ目は定年延長によりフルタイムの職員を続けるという方法。3 つ目は一旦退職し、定年前再任用短時間勤務職員として週 3 日や 1 日 6 時間などの短時間勤務の職員となる方法である。定年延長を選択した職員の給与は 60 歳到達時の 70%水準となる。一方、定年前再任用短時間勤務職員は段階的に定年が延長されるため、例えば 61 歳で定年となった職員が 65 歳まで暫定再任用を希望する場合は、各給料表の末尾に記載の給料月額が適用され、70%水準には達しないこととなる。

質疑②：役職定年で給料が 70%水準となるが、果たして医師が 70%で続けてくれるか心配だが、その場合に 80%水準にするというような特例などあるか。

回答②：医師については役職定年から除外されているため、給与が 70%水準となることはない。また、第 4 条については、定年をさらに延長する特例で勤務延長と言っているが、以前からあったもので主に医師について適用しているものである。医師はこの制度により 70 歳を超えても同じ条件で引続き勤務することも可能である。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 71 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 72 号 飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：説明において、赴任に係る移転料などの特殊旅費の創設とあったが、長野県内での赴任でも対象となるか。また、これを創設するということは、職員の県外赴任の可能性があると理解して良いか。

回答①：県内の赴任は、災害派遣なども想定され、実際、千曲川関連の災害の際は長野市へ派遣している。住居まで構えての県内の赴任となれば、当然対象となる。また、これから定年延長となり、職員採用も継続しなければ年代層のバランスが崩れることも考慮する中で、派遣や研修を充実させていくという考えもあり、国の機関や自治大学校、交流都市等を想定し提案したものの。

質疑②：他の自治体では、海外や民間企業への派遣も実施している。当町でも実施する考えはあるか。

回答②：海外派遣に関してはこの条例の中では想定していない。民間企業への派遣や研修等に関しては考えていく必要があると思っている。民間企業であれば県外でなくても近くに優良な企業があるので、まずはそういった企業からどうかということは検討している。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 73 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例

質疑①：役場窓口での交付申請はできるのか。

回答①：窓口手続きは今までどおり。

質疑②：アプリ利用の交付申込で情報の漏洩に対する考えは。

回答②：情報はあくまでも交付申込のみで、発行は紙ベースで他の情報機器による

もので情報のデータによる漏洩はないと考える。

質疑③：アプリ利用で情報の不正アクセス、ウィルス対策はどうするのか。

回答③：アプリは国の仕組みでのピタリサービスを経由して行うので問題はないと考える。

質疑④：窓口での交付申請に本人確認の印は必要なのか。

回答④：国の法改正に伴い、町においては補助金など金品が対象となるもの以外、不要としている。様式が町全体としては膨大な数となるため、各手続き時において不要の対応をしている。

質疑⑤：アプリによる交付請求で請求物は郵送とあるが、郵送料金の取扱いは。

回答⑤：電子決済による精算時に、交付手数料及び郵送料を決済するようになる。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 75 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例

質疑①：料金改定して値上げした場合、利用者がどの程度減るかシミュレーションしたことはあるか。

回答①：していない。

質疑②：料金値上げして利用が減ればもっと悲惨になる。かえって現状維持にしておけば減る心配もないが、値上げして減ったということになればもっと大変なことになるのでは。

回答②：指定管理者もその辺のリスクは十分承知している。しかし、天狗の館の宴会が思うように増えず収益が上がらないことから、経営上利用者が多いところから少しでも利用料金をあげて、経営の安定化を図っていきたいという思いである。ただ今回の改定金額については上限を設定しているので、即座にこの金額に上げるということではない。指定管理者と相談しながら金額の設定をしていく。

質疑③：上限ということだが、何年度にどのぐらいにしてなど金額設定があるのか。

回答③：それはこれから相談をして決めていきたい。

質疑④：その資料を添付してもらわないと急に金額が上がったように見える。段階的に改定をしていきたいという資料を出してほしい。

回答④：現状の条例もそうであるが、上限を定めさせていただいて、そこへ持っていく年数については明記してはない。指定管理者とは今後協議していくということで、了承を得ている。改定計画については今後詰めていくので、今回の条例改定にあたって資料の添付はできない。

質疑⑤：その元資料がなければ、値上げに賛成することができない。3年後、半年後にはここまでにしたいというシミュレーションをしてほしい。

回答⑤：あまりにも極端に上がるようであれば、激変緩和策として町民割等検討し

ていく。また、今回改定する金額が他の近隣施設より大幅に上がっているということではないので理解願いたい。

意見①：金額を上げていくことは、いけないとは思わない。ただ、上げていくにあたっては飯綱町は道路が悪い。車社会になり、スキー場に行くにも道路をきれいにしてから値上げをしていってはどうか。それまでは様子を見て少しずつあげていくのが筋ではないかと思う。

質疑⑥：改定の理由の中に、エネルギー物価高騰とあるが、手漕ぎボートやペタルボート、わかさぎの穴釣りは、エネルギーの高騰に該当してくるのか。

回答⑥：平成 26 年の改定以降、人件費が上がっている。ボートなどの維持管理、積雪した湖面の転圧作業や東高原観光施設の草刈り等、全体を管理するすべての人件費である。

質疑⑦：人件費の高騰とするべきではないか。

回答⑦：つけ加えさせていただきたい。

質疑⑧：料金改定をするにあたって、町として検討された結果なのか、運営会社から上げてもらいたいという要望があったのかどちらか。

回答⑧：運営会社から要望はあったが、金額については希望額どおりでなく、町として検討し判断をした結果である。

質疑⑨：料金を上げる理由の基準はエネルギーと人件費の高騰という話であるが、これは提供する側の考え方であり、料金を上げることを前提に考えている。客数が減っており、我々が賛成か反対かといわれた時に、客側の発想を組み込んで判断しなければならない。お客さんの考えも鑑みて料金設定を提案してほしい。経営能力とは関係がない。もしコストを考えてみたということであれば、入館料、入湯料をさげるべきである。

回答⑨：入館料 600 円については今回据え置き、その他の施設については近隣同等もしくは同等以下ぐらいの設定とした。入館料については今後検討していく。

意見②：色々と意見がでたが、会社の経営は会社が一番わかっている、会社の戦略もある程度理解しなければいけない。30%上げるとするのは、町の施設なら経費の積み上げをやりながら設定をしていく。一方的にダメということで、倒産しても困る。議員や町民に説得ができる積み上げ方式で決めてもらいたい。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第 7 号 免税軽油制度の継続を求める請願

説明者：飯綱東高原観光開発株式会社 代表取締役 仲俣俊晴 氏

質疑①：今年、来年のシーズンは、免税制度がある。なぜこの時期の請願なのか。

回答①：制度の終了間際を取組では間に合わないので早めを取組、声を上げている。

質疑②：索道協会とは、全国的な組織か。

回答②：長野は北陸信越のグループ。他に石川、富山、新潟県が同じグループ。

質疑③：例えば軽油を北陸信越全部で一括購入できないか。せめて長野県中の索道全部で一括購入することはできないか、そうすると安く仕入れると思うがどうか。

回答③：スキー場の所在地が離れていて、配送のこととかいろいろな問題があり、あまり現実的ではないと思う。今後開かれる索道の会議の中で今回の請願の審査の中でこういう意見が出たことは報告する。

質疑④：請願のあて先は国土交通大臣だが、多くの皆さんが国に要望すると OK になりやすい。今回の場合、免税軽油は農業関係とか漁業関係も含まれるので、そういう組織と連携をとると大きい声になる。宛先は国土交通大臣だけでいいのか。検討したか。

回答④：国土交通省だけでなく税金に対する部分であったり、免税措置というのは林業や農業であったりいろいろ多岐にわたるので、もう少し幅広く、ついでには長野県知事とかにもという形をとらせていただきたいと思っている。

意見①：横の連絡を取りながら、大勢の皆さんも仲間にした方がよい。

質疑⑤：前回、請願が出されたときに大勢の皆さんに呼び掛けて仲間になってもらい請願を上げる方が効果があると言ったのに、今回の請願の内容は前回と変わっていない。なぜか。

回答⑤：スキー場だけよくなればよいという考えではなく、良い制度は長く続くように仲間を拡大して取り組められるようにしたい。

質疑⑥：免税軽油制度を続けるようにとの請願は、全国的に大きな取り組みになっているのか。

回答⑥：今は、長野県とか北海道とか免税軽油の使用量が多いところが中心で取り組んでいる。

意見②：全国で声を上げて令和 6 年 3 月以降も廃止されないように取り組んでほしい。

討論：なし

採決の結果、全員賛成で採択とした。